

佐倉市補助金等交付基準

1 趣 旨

この基準は、市が行う補助金等の交付について、透明性と公平性を確保し、適正かつ効果的な施策の展開を図るため、佐倉市補助金等の交付に関する規則（平成9年佐倉市規則第39号。以下「補助金等交付規則」という。）に規定するもののほか、補助期間、補助率等補助事業の指針を定めるものとする。

2 定 義

この基準における「補助金等」とは、公益上必要があると認める場合に交付する補助金、助成金、奨励金その他相当の反対給付を受けない給付金であって、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）別記歳出予算に係る節の区分（第15条関係）において、19節負担金、補助及び交付金に分類されるもののうち、補助金及び交付金として交付されるもの（国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療及び災害共済の給付等に係る給付等を除く。）をいう。

3 交付期間の期限

補助事業の効果や必要性等の見直しを定期的市長の任期に併せてに行う観点からため、条例、規則によるものを除き、すべての補助金等について次のとおり終期を設定する。

- (1) 単年度補助以外の補助金等の交付期間は、4年を期限とする。（※1）
- (2) 国・県等の補助に伴う補助金等については、交付期間が4年を経過する日以前であっても、国・県等の補助が廃止になった場合は、見直しを行うこと。
- (3) 目的が達成された事業や自立が認められる団体又は目的が達成できないと認められる団体については、交付期間が4年を経過する日以前であっても、補助を打ち切ること。
- (4) 交付期間中の事業計画及び目標を別途明示すること。

（※1）平成26年度に見直しを行った補助金等及び平成27年度以降に実施する補助事業金等にあつては、上記（1）の規定にかかわらず、補助金等の交付期間は、平成32年3月31日を期限とすること。この場合において、「4年」は「平成32年3月31日」と読み替えるものとする。

4 補助対象

市が交付する補助金等の対象経費は、次のとおりとする。

(1) 団体	①事業費	実施する事業に公益性があり、その実施に金銭的な援助が必要な場合
	②運営費	団体の存在に公益性があり、団体の設立、運営に当たり、その運営基盤が弱く金銭的な援助が必要な場合
(2) 個人等		個人の経済的な負担軽減その他市民福祉の増進のために金銭的な援助が必要な場合

備考

- 1.食糧費については、事業の性格等を勘案し、その目的を達するために適当と認められるものに限り補助対象とする。
- 2.団体の運営費に係る補助金の交付期間は、特に必要と認めた場合を除き、団体の設立後5年間を限度とする。

5 交付基準

(1) 共通基準

補助金等の交付に関し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第232条の2に規定する「公益上必要がある場合」の判断のため、次の基準を定める。

(1) 公益性 ・公共性	①事業の内容や活動が、市民全体の利益の増進につながるものであること。 ②事業の目的や内容等が社会経済状況の実情を踏まえていること。 ③事業の内容が行政目的と一致するものであり、効果が広く市民に行きわたるものであること。
(2) 公平性	①他の制度、事業、補助金又は補助対象外とのバランス及び整合性を踏まえていること。
(3) 効果性	①補助金等の交付により、市民福祉の増進に効果が期待できること。
(4) 適格性	①補助金等の支出が規則又は交付要綱に基づいており、法令等に抵触していないこと。 ②団体等の会計処理及び使途が適切であること。 ③補助金等の額が団体等の決算における繰越金の額と比べて適正であること。 ④補助金等の額が対象となる事業の規模や進捗状況に応じたものであること。

(2) 分類別交付基準

補助金等の額は次に定めるところによるものとし、具体的な補助対象経費及び補助率その他の必要な事項は、当該補助事業に係る補助金等の交付に関する要綱で定めなければならない（条例、規則等に定めがあるものを除く。）。

なお、事業の受益者（行政等の参加者を含む。）に対し、受益に応じた適正な負担を求めていると認める場合は、本来受益者が負担すべき額を減額して補助額を決定するものとする。

分類	対象	補助額
I. 市の代行的な役割として事業を実施する団体に対する財政支援（交付金）	団体	必要と認める額
II. 市との連携により事業を実施する団体への財政支援	団体	補助対象経費の2分の1以内
III. 普及、啓発等市が政策的に推進する個別の制度に関する財政支援	団体 個人	補助対象経費の2分の1以内
IV. 社会保障、災害対策の性格を有する財政支援	個人	必要と認める額 ※扶助費的性格が強いものに関しては、所得要件を設けること。

備考

1. 国、県又はその他の法人等（以下「国等」という。）の事業として実施されるもので、当該国等が定める補助率の規定を準用する場合における補助率は、2分の1を超えて設定することができる。
2. 上記のほか、市長が特に必要と認めた場合の補助率は、2分の1を超えて設定することができる。
3. 不特定多数に対して少額（概ね5万円未満）を交付する奨励金等の場合は、上記規定は、適用しない。

6 事業管理

(1) 補助事業の管理

補助事業の所管部署は、補助金等の交付に関し、その政策目標が適切に達成されるよう、当該補助金等の交付に関する事務を適切かつ適正に管理しなければならない。

(2) 補助制度の原則

補助事業の所管部署及び補助金等の交付を受けるものは、補助制度の公益性・公共性、公平性、効果性及び適格性の確保に留意しなければいけない。

(3) 補助金等の交付に関する事務

補助金等の交付に関する必要な書類、手続に関しては、補助金等交付規則に定めるもの

のほか、補助金等の交付に関しそれぞれ定められた要綱に基づくものとする。

(4) 補助事業の進捗管理及び情報公開

補助事業の進捗管理は、マネジメント・サイクル (PLAN DO CHECK ACTION) に基づき、適切に行われなければいけない。補助事業に関する情報公開は、市政資料室において行う。

附 則

- 1 この基準は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 佐倉市補助金等交付基準 (平成15年5月26日施行) は廃止する。
- 3 この基準の規定は、この基準の施行の日以後に交付の申請がなされる補助金等について適用し、同日前に交付の申請があった補助金等については、なお従前の例による。

附 則 (20 佐財第 526 号)

この基準は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (22 佐財第 156 号)

この基準は、平成22年6月1日から施行する。

附 則 (23 佐財第 612 号)

この基準は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (26 佐財第 421 号)

この基準は、平成27年4月1日から施行する。